

# 健保だより

2021年7月

第233号

広島県自動車販売健康保険組合

## 令和2年度決算概要

令和2年度決算が組合会書面審議により、可決・承認されましたのでお知らせします。

令和2年度の決算は、経常収支差引額で1億198万円の赤字となり、2年ぶりの赤字決算となりました。

### 一般勘定

収入面では、コロナ禍による影響から、標準報酬及び賞与額の減少により保険料収入が前年決算比で約6,500万円減額となりました。国庫補助金収入は高齢者医療制度への負担割合が高い組合に交付される5,061万円と保険者機能強化支援事業に伴う交付金2,476万円及び特定健診等に要する経費に対する補助金として65万円で、計7,602万円の交付を受けました。総収入額は23億3,830万2千円となりました。

支出面では、被保険者の皆様及びご家族の医療費等である保険給付費は、前年度より5,265万円増加の10億5,480万円となり、一人当たり金額では266,296円と10,514円の増加となりました。高齢者医療制度へ対する納付金等の義務的経費の総額は9億3,021万円で前年度と比較して約9,728万円の増加となりました。保健事業費は健診等の疾病予防を目的とした事業や健康づくり等の各種事業を行うための費用ですが、保険者機能強化支援事業として事業を実施したことにより、1億1,520万円となり前年度と比較して約3,212万円の増加となりました。総支出額はその他の経費も含めて、21億7,567万5千円となりました。

これらの結果、収支差引額（決算残金）は1億6,262万7千円となり、組合財政の健全性を示す経常収支差引額では1億197万9千円の赤字決算となりました。

コロナ禍の影響による保険料収入が大幅に落ち込んだこと及び保険者機能強化支援事業に伴う事業支出の増加が、経常赤字の主な要因に挙げられます。

### 介護勘定

一般勘定と同様に、標準報酬及び賞与額の減少により保険料収入が予算額より550万円減少となったものの、前年度繰越金625万円及び国庫補助金収入57万円をもって介護納付金を納入することができ、決算残金は102万円となりました。

今春から新型コロナワクチンの予防接種が順次実施されていますが、新型コロナの収束にはまだ時間がかかるものと思われま。皆様におかれましては、受診控えにより病気の早期発見などに影響が及ばないよう、定期健診や日帰り人間ドックを受診し、基礎疾患のある方や体調不良の際には医療機関を受診するなど、感染症予防対策とともに積極的な健康管理をお願いいたします。

# 令和2年度収入支出決算概要

## 健康保険

### POINT 1

報酬、ボーナス額の減少  
前年度決算比で一人当たりの保険料が4.15%減少

### POINT 2

保健事業強化支援補助金として2,476万円、高齢者医療支援金等負担金に係る助成金として5,061万円の交付を受けました。

### POINT 3

保険給付費は予算額より増加  
医療費の給付や休業の際などの手当金等、各種の給付に充てるための費用です。当初予算額より6,248万円超過しました。

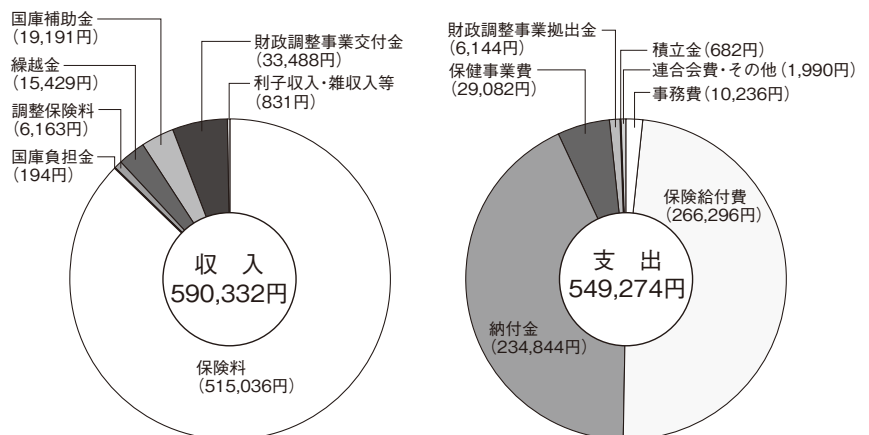
### POINT 4

健保財政を左右する納付金  
高齢者の医療を支えるために健保組合が負担する納付金は、前年度より9,728万円増加しました。

収 入 (千円)	
保 険 料	2,040,058
国 庫 負 担 金	768
調 整 保 険 料	24,410
繰 越 金	61,113
国 庫 補 助 金	76,016
財政調整事業交付金	132,647
利子収入・雑収入等	3,290
合 計	2,338,302
経 常 収 入 合 計	2,043,184

支 出 (千円)	
事 務 費	40,546
保 険 給 付 費	1,054,799
納 付 金	930,217
保 健 事 業 費	115,195
財政調整事業拠出金	24,336
積 立 金	2,701
連 合 会 費 ・ そ の 他	7,881
合 計	2,175,675
経 常 支 出 合 計	2,145,163
<b>決 算 残 金</b>	<b>162,627</b>
<b>経 常 収 支 差 引 額</b>	<b>△ 101,979</b>

## 被保険者1人当たりの額



## 介護保険

収 入 (千円)	
介 護 保 険 料	201,016
繰 越 金	6,245
国 庫 補 助 金	576
利 子 収 入	2
合 計	207,839

支 出 (千円)	
介 護 納 付 金	206,814
介 護 保 険 料 還 付 金	5
合 計	206,819
<b>決 算 残 金</b>	<b>1,020</b>

# 健保組合からのお知らせ

## 被扶養者の確認（検認）をします

被扶養者に異動が生じた場合や、再就職や新たな年金受給などにより収入が変動し扶養形態が変化していることなどの実態を正しく把握することを目的として、健保組合では、被扶養者の確認（検認）を毎年実施することとしています。

対象者の方には、事業所から届出方法などのご案内と調査表を配付しますので、**調査表に相違がないか確認・記入いただき、必要書類を添付して、事業所健康保険事務担当に提出をお願いします。**

なお、今年度もマイナンバー制度による情報連携により健康保険組合が所得情報を確認しますので、所得証明書の提出は必要ありません。

また、就職などによりすでに被扶養者でなくなっている方は、「被扶養者異動届」に保険証を添付して、事業所経由で健康保険組合に速やかに届出ください。

※**被扶養者の収入には非課税所得である通勤手当等も含まれます**ので、所得確認において被扶養者認定基準以内の収入であっても通勤手当等を含めて基準を超えれば、被扶養者としては非該当となります。このため、通勤手当を確認させていただく場合があります。

## 本年度の健康者表彰が決まりました

令和2年1月から令和2年12月までの1年間、医療機関等に一度も受診されなかった「健康者（被保険者）」の表彰を受けられた方々は、559名で、「家族ぐるみ健康者」の表彰を受けられた方々は、16名です。

平成24年度から連続10回健康者表彰を受けられた方1名を特別表彰しました。

なお、該当者の方々には記念品をお贈りしました。

## 医療費通知をお送りします。

被保険者やご家族の方が、病気やけがで医療機関に受診したときの医療費と柔道整復施術療養費について定期的にお知らせしています。

今回のお知らせは、1月から4月に受診した医療費と、3月から6月に支給決定した柔道整復施術療養費について「医療費通知書」をお送りします。

これら医療費等は皆さまが医療機関等の窓口でお支払いする費用と、月々のお給料から納付されている大切な保険料が財源になっていることを正しくご認識いただき、日々の健康管理に気をつけて医療費等の節約にご協力をお願いします。

医療費通知を受け取ったら、**医療機関や薬局等の領収証と間違いがないかチェック**していただき、日数や金額が相違している場合は、ご面倒でも健康保険組合にお知らせください。

## 訪問健康指導事業のご案内

健康保険組合では、63歳から74歳の被扶養者のご家族を対象に訪問健康相談事業を実施しております。

この事業は㈱ホームナースへ業務を委託し、「保健師・看護師・管理栄養士」がご家庭を訪問し、健康問題や日常生活習慣等のご相談に応じさせていただくというものです。

ご案内がありましたら、ご心配なくご利用いただきますようお願いいたします。

## 令和3年度健康保険組合軟式野球大会の中止

健康づくり事業の一環として開催している健康保険組合軟式野球大会は、新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮し、本年度も中止としました。



# 医療費が高額になったときに 必要な手続きとは？

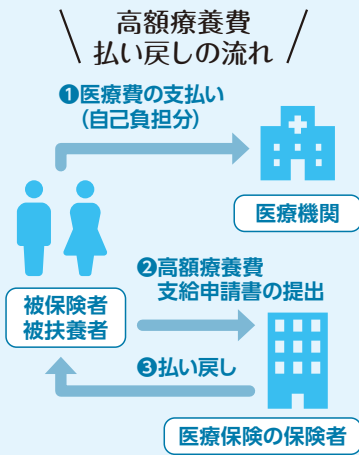
毎月の医療費の自己負担額には限度額が定められており、超えた分は後から高額療養費として払い戻しを受けることができます。払い戻しを受けるには原則として申請が必要です。



## 限度額を超えた分が 払い戻される

重い病気や大きなけがなどで入院したり、高度な治療を受けると高額な医療費がかかり、自己負担額も大きなものとなります。窓口負担は医療費の一部ですが、医療費が増えれば増えるほど、そのままでは窓口負担も際限なく高額となってしまいます。

そこで、医療費の負担が際限なく増えることを防ぐために、月ごと（毎月1日



（末日）に自己負担限度額が定められており、限度額を超えた分は後から払い戻しが受けられます。これが高額療養費制度です。毎月の限度額は、年齢や収入（標準報酬月額）によって異なります。

## 一定額以上の支払いを合算 多数該当でさらに負担が軽減

医療費の支払いが一度では限度額を超えなかった場合でも、70歳未満では同じ月に2万1,000円以上の支払いが複数ある場合に金額を合算できます（70歳以上75歳未満は金額に関係なく合算可能）。合算して1カ月の限度額を超えた場合は、超えた額の払い戻しを受けられます。同様に、被扶養者として同じ医療保険に加入している家族の自己負担も合算できます。

さらに、直近12カ月で、自己負担限度額を超えた月が3カ月以上ある場合は、4カ月目以降は「多数該当」扱いとなり、自己負担限度額が引き下げられます。つ

まり、長期にわたって高額な医療費がかかる場合には、より負担が軽減されることとなります。

## 入院などのときは事前に 限度額適用認定証の交付申請を

払い戻しを受けるには、先に医療機関の窓口で支払いを済ませ、後で加入する医療保険の保険者（健康保険組合、協会けんぽなど）に対して「高額療養費支給申請書」を提出します。保険者によっては申請しなくても自動的に計算して後から払い戻されます。いずれの場合でも、払い戻しまでに3カ月以上かかります。

一時的に生じる高額な負担が心配な場合は、支払いの前に入加する保険者に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、支払いが限度額までで済みます。入院などで医療費の支払いが高額になりそうなどときは、ぜひ交付を受けておきましょう。

## 健康保険組合の現況（令和3年5月末現在）

1. 事業所数	17社	4. 平均年齢	40.42歳（男41.34歳、女35.78歳）
2. 被保険者数	4,084人（男3,410人、女674人）	5. 被扶養者数	4,052人
3. 平均標準報酬	346,540円（男365,968円、女248,246円）	6. 前期高齢者数	217人

健康保険組合では、8月11日(水)、12日(木)、13日(金)の3日間をお盆休みとし、8月14日(土)15日(日)についても通常の休業日と併せ8月11日(水)から8月15日(日)の間は一斉休業に入ります。被保険者の皆様方には大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。